

令和5年度
第一種自動車系 自動車製造科
見直し提案(新旧対照)

- ・別表第二
- ・教科の細目
- ・技能照査の基準の細目

本提案は基礎研究会において審議した見直し案であり、改正は本提案を踏まえ厚生労働省で審議されるものであること。

職業能力開発促進法施行規則 別表第二

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設備		
訓練系	専攻科				種別	名称	
8 第一種自動車系	自動車製造科			訓練期間 1年 訓練時間 総時間 1,400	建物その他の工作物	教室 実習場	
					機械	自動車製造用機械類	
					その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類	
		自動車 の製造及び整備に おける基礎的な技能及びこれに関する知識	一 系基礎 1 学科 ○1 生産工学概論 ○2 自動車工学 ○3 安全衛生 ○4 関係法規	215			
			2 実技 ○1 測定基本実習 ○2 工作基本実習 ○3 安全衛生作業法	60			
		自動車 の組立て及び調整 における技能及びこれに関する知識	二 専攻 1 学科 ○1 材料力学 ○2 機械工作法 ○3 自動車組立法	150			
			2 実技 ○1 自動車製造実習 ○2 調整及び検査実習	350			

自動車分野 教科の細目 新旧対照 (赤字は修正、削除、青字は追加の語句)

第一種自動車系 自動車製造科			現行(H29年度)		R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)		見直し理由	
教科の科目			訓練時間	教科の細目	訓練時間	教科の細目		
系基礎学科	1	生産工学概論	10	作業改善、作業効率、在庫管理、品質管理	10			
	2	自動車工学	①自動車の構造及び性能	120	自動車の性能、ガソリン機関、ディーゼル機関、ハイブリッド(HV)、電気自動車(EV)、フレーム及びボデー、動力伝達装置、サスペンション及びアクスル、ステアリング装置、ブレーキ装置、電気装置、ホイール及びタイヤ、ホイールアライメント、電子制御装置	120	自動車の性能、「ガソリン機関、ディーゼル機関、モータ」(以下「エンジン等」という)、ハイブリッド(HV)、電気自動車(EV)、二輪車、フレーム及びボデー、動力伝達装置、サスペンション及びアクスル、ステアリング装置、ブレーキ装置、電気装置、電装、ホイール及びタイヤ、ホイールアライメント、電子制御装置	・EV化に伴い、原動機にモータを追加し、R5国交省通達97号に従って、「エンジン等」と表記する。 ・資格が3級(総合)に変わること、国土交通省の養成施設の指定基準「教育計画」に二輪車の内容が含まれるため、二輪車を追加。また国交省の「二輪車」追加の見解による。 ・電気装置を電装に統一。
			②自動車の力学	20	基本的な原理法則、自動車の諸元	20		
			③電気及び電子理論	20	半導体、電気回路	20		
			④材料	10	鉄鋼材料、非鉄金属材料、焼結合金材料、非金属材料	10		
			⑤燃料及び潤滑剤	10	燃料と燃焼、潤滑と潤滑剤	10		
	3	安全衛生	10	産業安全、労働衛生、労働災害、関係法規	10			
	4	関係法規	15	道路運送車両法、自動車点検基準、道路運送車両保安基準、自動車NOx・PM法	15			
系基礎学科合計			215		215			
系基礎実技	1	測定基本実習	20	寸法測定、排気ガス、動力、騒音、電気測定	20			
	2	工作基本実習	20	板金加工、溶接、塗装、研磨、作業用機器と用具の取扱い	20			
	3	安全衛生作業法	20	安全衛生作業、保護具、整理整頓、応急処理	20	安全衛生作業、保護具、整理整頓、 応急処理 ・ 応急処置	・適切な用語に修正	
	系基礎実技合計			60		60		
専攻学科	1	材料力学	30	材料の力学的性質、荷重と応力、曲げとたわみ、ねじりとひずみ	30			
	2	機械工作法	50	板金加工、溶接、塗装、機械工作法、ロボット操作	50			
	3	自動車組立法	70	自動車の組立方式、組立設備、組立方法	70			
	専攻学科合計			150		150		
専攻実技	1	自動車製造実習	250	自動車の組立て(部品加工、調整、測定等を含む)、製造、ロボット操作	250			
	2	調整及び検査実習	100	自動車の調整、検査	100			
	専攻実技合計			350		350		

設備の細目

第一種自動車系 自動車製造科

種別	名称	摘要	数量			
			高等学校卒業生等		中学校卒業生等	
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合
建物その他の工作物	教室 実習場	自動車製造科の設備の細目は現行の通達において設定されていないため、空欄であること。				
機械	自動車製造用機械類					
その他	器工具類					
	計測器類					
	製図器及び製図用具類					
	教材類					

自動車分野 技能照査の基準の細目 新旧対照 (赤字は修正、削除、青字は追加の語句)

第一種自動車系 自動車製造科			実技				
		学科					
		現行(平成29年度)	R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)	現行(平成29年度)		R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)	
系基礎	1	品質管理について知っていること。	品質管理について知っていること。→削除 →生産工学について知っていること。 ※教科の内容を表すように修正した。	系基礎	1	簡単な測定作業ができること。	簡単な測定作業 ができること。 →測定作業ができること。 ※「簡単な」が不明瞭でふさわしくないため。
	2	自動車の種類及び型式について知っていること。			2	簡単な工作作業ができること。	簡単な工作作業 ができること。 →工作作業ができること。 ※「簡単な」が不明瞭でふさわしくないため。
	3	自動車各部の名称、構造及び作動原理について知っていること。			3	安全作業及び衛生作業ができること。	安全作業及び衛生作業がよくできること。 ※安全には「よく」を付ける。
	4	自動車の付属装置について知っていること。	4自動車の付属装置について知っていること。 →削除。 ※付属装置の内容が不明なため。				
	5	電気装置の構造及び機能について知っていること。	6電気装置の構造及び機能について知っていること。 → 4電装 の構造及び機能について知っていること。 ※電気装置を電装に修正する。				
	6	機械工作法機械要素について知っていること。	6機械工作法機械要素について知っていること。 →削除 → 5自動車の力学について知っていること。 ※細目が適切でないため修正。				
	7	電気理論及び電気機器電気及び電子理論について知っていること。	7電気理論及び電気機器電気及び電子理論について知っていること。 → 6電気及び電子理論について知っていること。 ※前回の修正ミスのため				
	8	自動車用材料の種類、性質及び用途について知っていること。	7自動車用材料の種類、性質及び用途について知っていること。				
	9	燃料及び燃焼について知っていること。	8燃料及び燃焼について知っていること。				
	10	潤滑油潤滑剤の種類及び性能について知っていること。	10潤滑油潤滑剤の種類及び性能について知っていること。 → 9潤滑剤 の種類及び性能について知っていること。				
	11	安全衛生について知っていること。	11安全衛生について知っていること。 10安全衛生についてよく知っていること。 ※安全には「よく」を付ける。				
	12	関係法規について知っていること。	11関係法規について知っていること。				
専攻	1	材料力学について知っていること。	材料力学についてよく知っていること。 ※専攻実技は「よく」を付記する。	専攻	1	エンジンの組立て及び簡単な調整がよいこと。	エンジンの組立て及び 簡単な調整 がよいこと。 → エンジンの組立て及び調整 がよいこと。 ※「簡単な」は削除
	2	工作機械の構造及び使用法についてよく知っていること。			2	駆動部品の組立て及び簡単な調整がよいこと。	駆動部品の組立て及び 簡単な調整 がよいこと。 → 駆動部品の組立て及び調整 がよいこと。 ※「簡単な」は削除
	3	刃物及び砥石の種類、性質及び用途についてよく知っていること。			3	電気装置の組立て及び簡単な調整がよいこと。	電気装置の組立て及び簡単な調整 がよいこと。 → 電装の組立て及び調整 がよいこと。 ※「電気装置」を「電装」、「簡単な」は削除
	4	ガス溶接、電気溶接及びはんだ付けについて知っていること。	ガス溶接、電気溶接及びはんだ付けについてよく知っていること。 ※専攻実技は「よく」を付記する。		4	ボディ部品の取付け作業、バフ研磨作業、電気溶接、ガス溶接及びはんだ付けがよいこと。	
	5	自動車製造の工程について知っていること。	自動車製造の工程についてよく知っていること。 ※専攻実技は「よく」を付記する。		5	ボディ、シャシ及び付属品の取付け並びに簡単な調整ができること。	ボディ、シャシ及び付属品の取付け並びに簡単な調整がよいこと。 ※専攻実技は「よく」を付記する。
	6	組立て作業に必要な機械及び器具の種類、構造及び用途についてよく知っていること。			6	専用機による部品の切削及び研削作業がよいこと。	専用機による部品の切削及び研削作業がよいこと。 ※専攻実技は「よく」を付記する。
					7	切削条件の判定並びに刃物の取替え及び寸法合わせがよいこと。	
					8	目視により製品の良否の判定がよいこと。	目視により製品の良否の判定がよいこと。 ※専攻実技は「よく」を付記する。